

令和 7 年度

別所国有林外森林整備事業（造林）外 3

閲 覧 図 書

入札日時 令和 7 年 5 月 1 6 日 1 4 時 0 0 分

【閲覧図書内容】

- ①入札者注意書
- ②契約書（案）
- ③可分事業内訳書
- ④作業仕様書
- ⑤位置図
- ⑥契約情報の公表様式
- ⑦除伐箇所参考資料

注：その他必要事項は、入札公告及び入札説明書を確認すること。

滋賀森林管理署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - （10）明らかに連合によると認められる入札書

- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

森林整備事業外 3 請負契約書（案）

収 入
印 紙

- 1 事業名 別所国有林外森林整備事業（造林）外 3
- 2 事業場所 滋賀県 大津市 神出別所 別所国有林 15 け林小班外
 滋賀県 大津市 追分町 追分国有林 17 ろ林小班外
 滋賀県 大津市 上田上牧町 六個山国有林 54 い 8 林小班
 滋賀県 大津市 上田上桐生町 一丈野国有林 30 ろ林小班外
 滋賀県 大津市 大谷町 大谷国有林 19 ぬ林小班外
- 3 事業量 別紙 2 可分事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結の翌日から
 令和 8 年 2 月 27 日まで
 ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙 2 可分事業内訳書の
 とおり
- 5 請負金額 金 円也
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
 金 円也）
 〔注〕 「取引に係る消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並び
 に地方消費税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出し
 たもので請負金額に 10／110 を乗じて得た額である。
 （ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
 （適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

摘要削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	部分払	回以内	第 38 条
×	前払金	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前払金		第 35 条第 3 項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

7 支給材料及び貸与物品

品 名	品質規格	数量	引渡予定箇所	引渡予定日
該当無し				

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しは禁止する。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙 1 のとおり。
- (4) 契約約款第 38 条第 1 項は、別紙 2 可分事業内訳書の作業種毎に適用するものとする。
- (5) 下刈切損の損害賠償については、別紙 3 のとおり。
- (6) 特記仕様書については別紙 4、別紙 5 のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7 年 3 月 28 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 滋賀県大津市瀬田 3 丁目 40 番 18 号

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長

印

請負者 住所

氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為した場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再

請負人を含む。)受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可 分 事 業 内 訳 書

森林事務所	作業種	作業期間	国有林・林小班	記番	林齢	数量	摘要
大津	下刈	自 令和7年11月4日 至 令和8年2月27日	別所15け	1	4	1.91ha	全刈・ 1回刈
			別所15ふ	2	4	1.09ha	
			別所16は2	3	6	2.00ha	
	計					5.00ha	
	下刈	自 令和7年9月8日 至 令和7年10月17日	追分17ろ	1	4	0.22ha	全刈・ 1回刈
	計					0.22ha	
	除伐	自 契約締結の翌日 至 令和7年9月30日	六個山54い8	1		0.89ha	
	計					0.89ha	
	修景伐採	自 契約締結の翌日 至 令和7年7月11日	一丈野30ろ (落ヶ滝線)	1		0.17m³	
			一丈野30ろ (たまみずきの道)	2		3.79m³	
			一丈野30は (落ヶ滝線)	3		1.20m³	
			一丈野30は (北峰縦走線)	4		1.36m³	
			一丈野30は (たまみずきの道)	5		4.77m³	
			一丈野30ち (たまみずきの道)	6		0.59m³	
			一丈野31い (天狗岩線尾根ルート)	7		3.30m³	
			一丈野31い (天狗岩線谷ルート)	8		3.42m³	
			一丈野31ろ (たまみずきの道)	9		0.95m³	
			一丈野32い (天狗岩線)	10		1.20m³	
	計					20.75m³	
	境界線刈払い	自 契約締結の翌日 至 令和7年12月12日	大谷19ぬ外	1		0.517km	
			別所15か3外	2		0.565km	
			追分17い	3		0.168km	
			大岩22か	4		0.196km	
			西山28ほ2	5		0.155km	
			三郷山104に外	6		3.561km	
	計					5.162km	

下刈切損の損害賠償

1. 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の3に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
2. 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
3. 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
許容切損率	3 %	3 %	2 %	1 %

4. 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
5. 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

作業仕様書総則

1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
2. 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
3. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に 1 箇所以上撮影するものとする。
4. 造林事業請負標準仕様書第 21 条における事故とは、4 日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
5. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

特記仕様書

（アフリカ豚熱（ASF）対策）

1. 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
2. アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県を行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

下刈特記仕様書

（別所国有林下刈作業）

1. 被害木を整理した際の筋置箇所については、雑草木が繁茂しており造林木の成長を阻害することから下刈の対象とし、筋置の高さまで刈り払うこと。

（追分国有林下刈作業）

1. 作業の具体的な日程は監督職員と協議すること。
2. 作業開始・終了時間については、地元関係者の要望を踏まえたうえで実施すること。
3. 刈り払った灌木等が民家側に飛ばないように適切に作業するとともに、必要であれば適切な距離をとって集積すること。

下刈仕様書 (全刈)

(刈払上の注意等)

1. 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
2. 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
3. ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
4. 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

除伐仕様書

（伐除木）

1. 伐除木は、現に造林木の生長を阻害するもの、今後造林木の生長を阻害するおそれのあるものとする。
2. 造林木であっても形質不良木は伐除する。
3. 伐除木の切断の高さは、ぼう芽勢、造林木の樹高などを勘案して中段切り（地際よりおおむね 1.0m 以下）とする。ただし、地形の制約、安全上の理由等により、技術上前記の切断高で伐除できない場合は、監督職員の指示を受けること。

（天然更新木の保残）

4. 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。
5. 植栽列の間隔が広い箇所（筋置地拵の筋置箇所、豪多雪地帯に設定されたほ行防止帯等）に生育している天然更新木のうち、隣接する造林木の生長を阻害するおそれのないものは保残する。
6. 伐採時から保残し、健全に生長している高木性広葉樹は引き続き保残する。
7. 造林木に巻き付いているつる類は根元から切断すること。

修景伐採作業仕様書

(対象木の伐倒)

1. 対象木（白テープ１線巻き、ナンバーテープ付き）は、全て伐倒すること。
2. 対象木の伐倒方法について、必要に応じて、受け口を大きくとったうえでクサビ、チルホール等を使用し、安全な方向に確実に伐倒すること。
3. 根返り木は、根株の転落防止等の措置を行い、安定させたうえで玉切り等を行うこと。
4. 伐倒方向について、沢、歩道等への伐倒は避けること。
5. 伐採対象木のある箇所は、歩行者等が多いことから、伐採作業時には前後に見張りを置き、通行止めを行ってから伐採を行うなど、歩行者の安全に配慮した作業を行うこと。
6. 民有地との境界近くにある対象木を伐採する場合は、必ず国有林側に倒すこと。
7. ハイキング道から離れた箇所にも伐採対象木はあるので、伐採漏れがないよう注意すること。
8. 伐採箇所はハイキング道及びその他施設に隣接しているため、施設等保護のため、安全対策を確実に実施すること。

(伐採木の玉切り等)

11. 伐採木は適宜玉切りをし、確実に地面に接地させるとともに、歩道沿い又は林内に存置すること。また、転落の恐れのある場合は、根株や現地発生材を利用し、転落防止措置を図ること。
12. 伐採木の枝払いが必要な場合は林地内で行い、枝条については区域内に存置すること。
13. 存置した枝条等に転落の恐れがある場合は、現地発生材により受杭（長さ約１ｍ程度）を作り、適切な間隔で等高線上に受杭を設置し、転落防止策を講じること。
14. 玉切りした伐採木は、必ず国有林内に存置することとし、民有地内に放置しないこと。

(その他)

16. 作業地毎の車両駐車場所については、監督職員の指示に従うこと。
17. 作業実施に際し、近隣住民に事前周知する場合、監督職員の指示を受けること。
18. その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

境界線刈払い仕様書

（総則）

1. 作業実施のための諸施設及び作業員の管理については、労務関係その他法律の定めるところに従い、違反しないこと。
2. 作業地の火災防止に万全の措置を講じ、失火しないよう注意すること。

（刈払箇所）

3. 境界線刈払い箇所は位置図の箇所とするが、現場状況により不明確な場合は、監督職員の指示によることとする。

（刈払実施要領）

4. 刈払作業について、国有林境界線を確認のうえ、境界線から国有林側に幅 1 m 程度を刈払うこと。現場状況により作業困難な場合は、監督職員の指示を受けること。
5. 刈払作業後の雑草等の処理について、民地側に転落しないよう措置を講じること。
6. 刈払作業後の雑草等の処理について、持出しが必要な場合、監督職員と協議すること。
7. 刈払作業箇所の状況により交通誘導員を配置することとし、必要に応じて石等の飛翔防止措置を講じること。

（その他）

8. 作業実施に係る車両の駐車場所について、事前に監督職員と調整すること。
9. 作業実施に際し、作業地周辺住民に作業内容等を周知、若しくは説明すること。この場合、事前に監督職員と調整し、指示を受けること。
10. 作業内容により道路占有許可を得る必要がある場合は法令等に従い許可を得ること。
11. 請負者は、請負作業が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合、請負者の責任において対応すること。この場合、都度監督職員に状況を報告すること。
12. その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

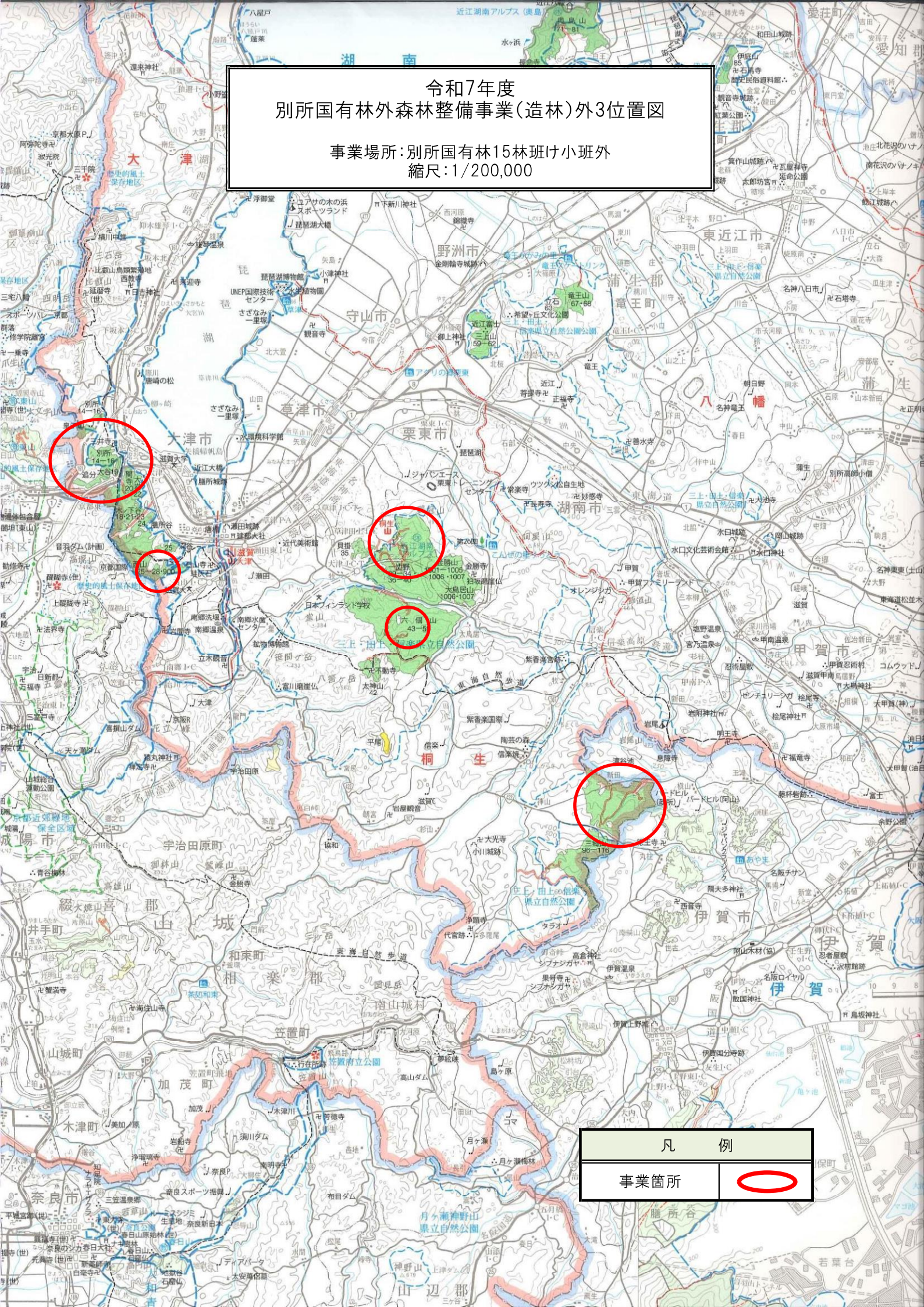
現場代理人

事業名		事業場所							
発生日時		令和 年 月 日(曜日) 時 分			天 候				
災害発生状況・原因		①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全または有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。							
被害状況		人的被害・物的被害を記載							
被災者		氏 名		生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職 種	
		連絡先						経験年数	
		傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所	
今後の対策									
所見・状況									

注) 労働災害(4日以上)の休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

令和7年度
別所国有林外森林整備事業(造林)外3位置図

事業場所:別所国有林15林班け小班外
縮尺:1/200,000



凡 例	
事業箇所	